



Title	現代日本の企業倫理：経団連の「企業行動憲章」を分析する
Author(s)	曹, 希
Citation	地域経済経営ネットワーク研究センター年報, 5, 126-129
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/61434
Type	bulletin (article)
File Information	314So.pdf



[Instructions for use](#)

＜第11回研究会＞

現代日本の企業倫理 —経団連の「企業行動憲章」を分析する—

曹 希

1. はじめに

中国における改革開放の取り組みが約37年の年月を経た現在、計画経済体制下での人々の物欲は解禁される一方、関連する法規や政策の整備はグローバル経済の発展に追いついていない。このような状況下で企業は利益の最大化を優先したため、食品安全事件や環境破壊や賄賂事件などが多発している。企業は社会的良心と経済的利益という二つの要求に直面しており、経営陣はその倫理観を問われている。

かつての日本社会も西洋近代文明を追い、効率を最優先して高度成長を企てた結果、企業不祥事が頻発するという重い代償を支払った。しかし日本社会は、企業倫理の重要性を認識し、グローバル化とともに、急速に内部統制や経営管理の制度を進めてきた。今日、日本の企業社会は倫理的成熟に至ったとはいえ、企業倫理制度を推進するこれまでの取り組みは、経済移行期における中国に対して大きな示唆を与えるに違いない。本報告は、企業倫理の取り組みに重要な役割を果たした日本経済三団体の一つである経団連を研究対象とする。最初に「企業倫理とは何か」について概観した後、経団連の「企業行動憲章」の改定及び背景を分析しつつ、中国企業の行動規範の作成に対する示唆をまとめたい。

2. 企業倫理とは何か

企業倫理は地域、文化、時代によって異なるだけでなく、はたして企業は倫理的になるべきかどうかをめぐって、これまでさまざまな論争が行な



われてきた。アメリカの経済学者ミルトン・フリードマン (Milton Friedman) は、企業の社会的責任は株主の利益を増加させることであると指摘した。しかし経済活動に対する道徳的な評価も行われ、経済倫理や企業倫理は発展しつづけてきた。経済成長にともない、企業の社会性はますます重要になり、環境、地域、国家との関わりも密接になってきた。利潤追求を目的とする企業は、社会や地域に対する貢献を求められ、あるいは倫理性を求められるようになっていく。

1980年代、R. エドワード・フリーマン (R. Edward Freeman) が提起した「企業の利害関係者 (corporate stakeholders)」の理論が普及すると、それに伴って、企業倫理の意味は、「企業統治 (利害関係者への説明責任、経営・財務状況の透明性の確保など) や「法令順守」のみならず、「持続可能な社会を実現するための自然環境・社会環境・人権問題などへの取り組み」を含むようになった。現代においては「CSR (企業の社会的責任)」などとも呼ばれている。企業倫理とはすなわち、「社会とのかかわりにおいて企業の活動の善悪を問題とする」ものであり、「企業の行動に関して、ある社会からみて、何が善か、何が正義か、何が

悪か、何がグレーゾーンの問題か、ということなことを決定する規範」といえる。

3. 経団連「企業行動憲章」の改定及び背景

経団連の使命は、民間主導・自律型の経済社会の構築に向けて、企業や個人が高い倫理観をもつように、法令遵守を超えた自らの社会的責任を認識させ、さまざまな課題の解決に積極的に取り組んでいくこととされる。経団連は、企業の自主的な取り組みを着実に促すべく、1991年の「経団連企業行動憲章」の制定や、1996年の「実行の手引き」の作成、さらには、経済社会の変化を踏まえて、数次にわたる憲章ならびに実行の手引きの見直しを行ってきた。

3.1. 1991年の「経団連企業行動憲章」制定

日本経済は経済高度成長の代価として、大企業と中小企業の収入格差（二重構造）や、環境汚染、とりわけ水俣病やイタイタイ病など公害病の被害をもたらし、これらは企業の社会責任や企業倫理への関心を引き起こした。1967年以降、公害対策基本法（1967）、大気汚染防止法（1968）、消費者保護基本法（1968）など関連法規が、次々と公表されてきた。1974年5月28日、経済団体連合会（略して「経団連」）は第34回定時総会における決議案「福祉社会を支える経済とわれわれの責務」を発表し、企業倫理の重要性を強調した。また、経団連の内部に「企業の社会性部会」や「企業倫理に関する懇談会」を設置し、企業倫理の普及を推進していった。

1980年代後半になると、日本の金融機関は大量の不良債権を抱え込み、90年代には証券・金融機関が相次いで破綻することになった。金利が規制されていた時代のコンプライアンス体制が、経済の自由化と国際化に適応できなかったためである。経団連は当時、倫理法令遵守の体制作りが緊要な課題になったと考えた。日本の「商慣行は閉鎖的かつ不透明である」といった批判に応じて、旧商慣行と企業の行動を厳しく見直し、自由・透明・公正な市場を実現する必要があるとみた。

1991年7月26日、経団連は「企業の社会的役割を果たす7原則」、「公正なルールを守る5原則」および「経営トップの責務3原則」から構成される「経団連企業行動憲章」を制定した。

1991年の「経団連企業行動憲章」は、消費者・ユーザー、従業員、株主、地域社会、取引先などの各ステークホルダーの利益や、自然環境・社会環境・人権問題など持続可能社会の実現にかかわる要素を考慮に入れたものであり、しかも、経営トップの役割の重大さを強調し、「経団連企業行動憲章」を社内及び業界内に徹底して、法令遵守により自己規律に努め、改めて企業行動や商慣行のあり方等を総点検することを要請するものであった。

3.2. 1996年の経団連「企業行動憲章」改定

1991年の「経団連企業行動憲章」が公表された後、東京商工会議所は「企業行動に関する緊急提言」を発表した。それは、各企業が企業行動倫理規定を確立し、その遵守を社員に求めかつ遵守状況をチェックする社内システムを確立するように訴える提言であった。「経団連企業行動憲章」の普及に力を添えたといえよう。

しかし1990年代には、山一証券など金融機関の相次ぐ破綻をはじめ、戦後の高度経済成長を支えてきた経済社会システムが行き詰まり、日本経済全体が不況に陥った。高度情報通信ネットワーク社会の進展により、新しいタイプの企業倫理の問題も生じており、国民のあいだで企業に対する不信感も高まっていった。加えて、世界のボーダーレス化の進展に伴い、企業のグローバル化が新たな局面を迎え、企業の行動原理を世界的視野によって見直さなければならなくなった。具体的に、株主代表訴訟制度に関わる商法の改正（1993年）、行政手続法（1994年）や、製造物責任法（1995年）の制定などによって、企業における経営の透明性向上や、自己責任を強化することなどが喫緊の課題となった。さらに、環境意識の高まりを受けて、経団連は、自然保護や地球環境の保全などの社会貢献を、企業経営のなかに積極的に組み込む時代になったことを認識した。こ

うした諸々の背景から、経団連は1996年に「企業行動憲章」を改定し、合わせて「企業行動憲章実行の手引き」を作成した。

3.3. 2002年の経団連企業行動憲章

21世紀になると、日本経済は高度成長から低成長時代へと移行し、「失われた10年」と呼ばれるように、ある種の閉塞感が社会全体を覆うようになった。国民の価値観も「量」から「質」へ、そして「多様な価値観」の容認へ変化していった。

2000年以降、企業の現場においては、違法行為や不祥事が発生し、それらを隠蔽工作することによってさらに大きな問題となり、消費者、国民の信頼を失うという事態が発生した。経団連は、2002年に「企業行動憲章」を再改定する際には、企業に対して社内体制整備と運用強化を要請するなど、経営トップのイニシアチブによる自主的な取り組みを促している。

また、情報公開法制定の気運が高まっていながら、総会屋との水面下での交際が続いている企業も依然としてあった。商法改正と同じ年の1997年、第一勧業銀行利益供与事件が発覚し報道されると、経団連は「当面の総会屋等への対応策について」を提言し、総会屋などとの関係を遮断することが経営トップの役割であることを強調した。また、警察庁と経団連が協力して運営する「暴力団対策連絡協議会」の活動や、「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）」などの、各地の企業防衛対策協議会の活動へ支援することにより、経団連は企業に対して、反社会的勢力および団体との断絶を要請した。

さらに、「倫理法令順守マネジメント・システム規格（ECS2000）」を作成すると、「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」という表現が新聞紙上ではじめて使われるようになった（『日本経済新聞』2002年7月）。

3.4. 2004年の経団連企業行動憲章

その翌年の2003年以降、「企業の社会的責任（CSR）」への取り組みに注目する人々は増えていった。2003年は日本の「CSR元年」と称され、

その後、CSRに対する研究が盛んになり、関連本も多く出版されて「CSRブーム」になった。しかし「CSRブーム」の直接のきっかけとなったのは、食中毒事件や牛肉偽装ラベル問題、工場での爆発事故、個人情報漏洩などの企業不祥事と、海外の「CSR」調査機関によるアンケートの急増であった。

グローバル化の進展に伴い、情報化社会における個人情報や顧客情報の漏れなど新たな倫理問題の発生は、法令遵守が社会的責任の基本であることを再認識する必要があることを示していた。そこで経団連は、会員企業の自主的取り組みをさらに推進するため、2004年3月に「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方」を発表し、5月には「企業行動憲章」を改訂した。

振り替えてみると、日本で発覚した不祥事の大半は、内部告発によるものであったことが分かる。告発者を保護するために、2004年6月には「公益通報者保護法」が成立した。内部告発の急増は、日本倫理法令遵守体制の整備を大きく促したともいえよう。

3.5. 2010年の経団連企業行動憲章

2000年代に入り、CSRに関する国際規格の開発策定の動きも出てきた。2004年には、ISO（国際標準化機構）で正式に社会的責任に関する国際規格の開発が議決された。2005年3月にブラジルのサルバドールで第1回のISO/SR（国際標準化機構/社会的責任）の総会が開催され、以来、5年以上にわたって議論が続けられ、2010年11月に「ISO26000（社会的責任に関する国際規格）」が公表された。この規格における社会的責任とは、組織の決定および活動が社会および環境におよぼす影響に対して、透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任と定義され、企業行動に関しては①健康および社会の繁栄を含む持続可能な開発への貢献、②ステークホルダー（組織の決定や活動に利害関係を持つグループや個人）の期待への配慮、③関連法令の順守および国際行動規範の尊重、④組織全体に取り入れられ組織の関係の中で実践される行動、という4つが挙げられる。

経団連は、この ISO 26000 を参照し、2010 年に「企業行動憲章」の改定を行った。改定した「企業行動憲章」は、持続可能な社会の発展に向けて、企業は所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であると同時に、社会や環境に与える影響が大きいことを認識して、「企業の社会的責任 (CSR)」を率先して果たす必要があるという認識を強化するものであった。

4. おわりに

本報告では、日本の経済社会の発展と変化を踏まえて、経団連が制定する「企業行動憲章」の四回にわたる改定とその背景を分析した。一方における企業倫理の推進と、他方における企業不祥事事件の続発は、同時並行的であり、試行錯誤を繰り返しながら徐々に有効な企業倫理法令遵守体制を構築していくことは不可欠な過程ともいえる。「企業行動憲章」は強制力をもった法律ではなく、一つの倫理規範であるため、会員企業の自覚的遵守を求めるだけでは、企業行動に対する制約も限られている。しかし「企業行動憲章」は、企業の倫理意識を高めることに、一定の役割を果たしてきた。2007 年に経団連の企業行動委員会が行った「企業倫理への取り組みに関するアンケート調査結果」によると、「企業行動憲章」を組織内部で利用している企業の比率は、79.4%であった。今後は経団連の「企業行動憲章」を参考に、中国における「企業行動憲章」の制定について検討したい。

参考文献

- Milton Friedman (1970) "The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits", *The New York Times Magazine*, September 13.
- R. Edward Freeman (1984) *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 村山元英, 村山元理 (1994) 「日米の企業倫理研究」, 『千葉大学経済研究』第 9 巻第 1 号。
- 高巖 (2000) 「企業倫理をめぐる日本企業の現状と課題」, 『部落解放研究』第 136 号。
- 弦間明, 荒蒔康一郎, 小林俊治, 矢内祐幸 (2008) 『明治に学ぶ企業倫理』生産性出版。
- 「経団連企業行動憲章」1991 年版 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/1991/024.html>
- 「企業行動憲章」1996 年改定 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/kcbc/charter.html>
- 「企業行動憲章」2002 年改定 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter3.html>
- 「企業行動憲章」2004 年改定 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter2004.html>
- 「企業行動憲章」2010 年改定 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter2010.html>